

SDGs 目標4「質の高い教育をみんなに」を目指して —外国人の子どもへの教育機会保障に必要なこととは

生団連では、「生活者としての外国人」の受入れ体制構築を重点課題の一つとして掲げ、外国人の受入れに関する委員会を中心に議論・発信を続けています。特に、外国人の子どもたちの「教育」環境未整備については重大な問題と捉えており、社会の分断を回避するためには「教育」に関する具体的な制度設計・整備が喫緊の課題であると考えています。

今号では、外国にルーツを持つ子ども・若者たちの教育支援を年間100人以上行っている青少年自立援助センターの田中宝紀様から、教育環境の実態レポートを寄稿いただきました。生団連会員の皆様へのメッセージも込められています。私たち生団連の活動の重要性があらためて認識できるレポートです。



特定非営利活動法人
青少年自立援助センター
定住外国人支援事業部

たなか いき
田中 宝紀 様

不就学の可能性がある外国人の子ども 約20,000人の衝撃

2019年9月、文部科学省は初となる外国籍の子どもの就学状況全国調査の結果を発表しました。これは、1,741すべての自治体について、2019年5月1日時点で外国籍の学齢期児童生徒について就学しているか否か、その状況を確認できているかどうか等について調べたものです。

その結果、学齢相当にある外国人の子ども124,049人のうち、1,000人が不就学であることがわかりました。

〈学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況〉

(n=1,741)

区分	就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	⑥ (備考) 学齢相当の 外国人の子供の 基本台帳上の人数との差 (人)
	①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当 計	68,246	3,361	648	2,220	5,976	80,451	6,746
(構成比)	(84.8%)	(4.2%)	(0.8%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当 計	28,149	1,643	352	827	2,792	33,763	3,140
(構成比)	(83.4%)	(4.9%)	(1.0%)	(2.4%)	(8.3%)	(100.0%)	
合計	96,395	5,004	1,000	3,047	8,768	114,214	9,886
(構成比)	(84.4%)	(4.4%)	(0.9%)	(2.7%)	(7.7%)	(100.0%)	

※不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,654人となる(さらに④を加えると22,701人)。

④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。(今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際に在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。)

加えて、就学しているかどうか自治体が把握を試みたものの連絡がつかず状況が確認できなかつたり、就学状況確認の対象としていないため不明となった子どもたち、合計19,654人が不就学もしくは不就学の可能性があることがわかりました。

また、人数規模別での就学状況の把握状況(注)を調べたところ、住民基本台帳上の外国籍の子どもが500人以上暮らす自治体では、不就学の可能性がある子どもたちの割合が約20%前後に上るなど、対象となる数が多い場合に就学状況の把握が難しい傾向にあることがわかりました。一方で、比較的子どもの数が少ない場合でも、不就学の可能性がある子どもの割合は自治体によって5%から11.6%と、就学状況の把握のための取り組みに、自治体間によるばらつきが明らかとなりました。

(注)文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果(速報)に関する補足資料」に掲載
https://www.mext.go.jp/content/20191216-mxt_kyousei_01-000003206_5.pdf

不就学状態の子ども 複合的なリスク抱えやすい懸念

なぜ、約20,000人もの子どもの就学状況が把握されていないのか。なぜ、自治体によってその取り組みにばらつきがあるのか。最も大きな要因として挙げられるのは、法的根拠の不在です。外国籍の子どもは、義務

教育の対象外となっています。このため、外国人保護者の子どもが不就学の可能性が高くて各家庭に踏み込んで確認することが難しかったり、就学状況の把握の根拠自体がないため、保護者への説明や対応に困難を感じている自治体が存在しています。

また、不就学の子どもが生まれてしまう要因の一つに、学校の受け入れ体制の整備が進んでいないという問題もあります。外国人の少ない地域を中心に、学校に日本語指導体制がないことを理由に、就学・編入手続きを行わず、ほかのところや家庭で日本語を勉強してくるよう求めるといった対応が見られます。また、日本語指導がないまま受け入れを行ったことで、日本語がわからない子どもが学校生活に困難をきたし、中学校を中退して不就学状態になるような事例もあります。

不就学の子どもたちは自宅にこもりきりとなったり、保護者が働くため小さなきょうだいの面倒や家事を親代わりとして担ったり、年齢を偽り働いたりなど様々な生活を送っています。教育機会から断絶されていることにより、行政にもその存在が把握されづらいことで、その子どもの健康状態や安全かどうかを確認する機会がほとんどありません。また、万が一安全に過ごせない環境にあっても、子ども自身がSOSを発することが難しい状況です。教育を受ける機会を失っている中で、心身の健康な発達への影響も懸念されます。私たちがこれまでに支援してきた不就学の子どもの中には、幼少期に来日して



子どもたちの教育を受ける権利を社会全体で守っていかなくてはなりません(写真提供:青少年自立援助センター)

以降一度も保育園や学校へ行ったことがないという小学生がいましたが、貧困やネグレクトといった複合的な困難を抱えており危険な状態でした。

現在、外国籍の子どもの就学状況の把握については国レベルでも検討が進んでいます。まずはすべての自治体に、外国籍の学齢期の子どもの就学状況把握を義務付けることが必要です。先駆的な取り組みを行ってきた地域では、多言語に翻訳された就学案内の送付や窓口での多言語対応の強化、ソーシャルワーカー等を活用した不就学の可能性がある家庭への全戸訪問など、一定の成果につながった取り組みやそのノウハウが蓄積されています。これらの先駆事例をもとに、各自治体が不就学ゼロを目指してゆくことが急務です。

社会全体での取り組みが必要不可欠

一方で、国や自治体の取り組みには少なからず限界や隙間が生じてしまうものです。行政任せでは間に合わない部分は、NPOや企業、地域住民などによる民間の取り組みが必要不可欠です。特に不就学状態にある子どもたちは、行政が「発見」することが難しい存在です。民生委員や教会、同国出身者コミュニティなどにより草の根で見つけられることもあります。発見のための「目」は多いに越したことはありません。子どもの安全確保のためにも1人でも多くの関与が必要です。

また、外国人保護者自身も、言葉や文化の壁がある中での子育て・子どもの教育について悩みを抱えていたり、不安を感じているかもしれません。彼らが安心して子育てができる環境の整備も、子どもの教育機会の保障にとって欠かせない重要事項です。

そこで、生団連企業会員の皆様をお願いしたいことは、皆様の直接あるいは間接的に雇用を行っている従業員に、子どもを持つ外国人保護者がいるような場合には、そのお子さんの就学状況を含めた教育機会へのアクセスがきちんと確保されているか、について関心を持っていただきたいということです。

例えば、採用後に「お子さんの学校はもう決まっているの？」などと声をかけていただいたり、義務教育ではないけれど外国人の子どもも日本の学校で学べることなどを伝えていただく等のささやかな取り組みが功を奏するかもしれません。

現在は自治体や弁護士会などで多言語の無料相談会を定期的に開催していたり、恒常的な相談窓口が設置されている場合も増えてきました。教育や子育てでの悩みを抱える外国人保護者がいれば、どこで相談可能なのかといった情報提供も重要なサポートとなります。

また、あまり多くはありませんが、外国人の中には悪質なブローカーに騙され、多額の借金を背負って来日した上、ブローカーが用意した住居で半ば軟禁状態におかれるケースがあります。私たちも同様の事例で、派遣先と





してサービス業や工場のライン作業などで昼夜問わず働かされていたという外国人保護者に出会ったことがあります。そこに子どもが帯同している場合は、教育機会が限定されやすい可能性を疑う必要があります。また、前述のとおり、不就学状態の10代の子どもが年齢を偽り、児童労働をさせられていたという事例もあります。

ぜひ会員の皆様の周辺で、このような状況に置かれた外国人保護者や子どもがいないかどうか、改めて関心を持っていただきたいと思います。

近年、話題となっているSDGs (持続可能な開発目標) の目標4は「質の高い教育をみんなに」であり、具体的なターゲットとして「教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする」ことなどが盛り込まれています。

すべての子どもたちが、どこにいても安心、安全な状況で質の高い教育機会へのアクセスが保障されることの大切さは疑う余地がありません。日本国内で暮らす、外国籍の子どもたちや海外にルーツを持つ子どもたちの教育機会拡大および外国人保護者の就労、子育て環境の充実と拡大に向けて、社会全体で取り組んでいけたらと願っています。

